

○火災予防規程

昭和四八年六月二九日
仙台市消防局告示第一号

(趣旨)

第一条 この規程は、消防法(昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。)、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。)、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。)及び仙台市火災予防条例(昭和四十八年仙台市条例第四号。以下「条例」という。)の規定に基づき、消防局長(以下「局長」という。)又は消防署長の権限に属する必要な事項を定めるものとする。

(昭五三、九・改正)

(届出等)

第二条 法第八条第二項(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第八条の二第四項(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第八条の二の三第五項(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)、第八条の二の五第二項、第九条の三、第十七条の三の二、第十七条の十四、令第三条の二第一項、第四条の二第二項、第四十八条第一項及び第四十八条の三第一項の規定による届出並びに法第八条の二の二第一項(法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)及び第十七条の三の三の規定による報告は、所轄消防署長(以下「署長」という。)に提出しなければならない。

(昭五三、九・全改、平一二、二・平一五、三・平二三、八・平二八、三・改正)

(仮貯蔵仮取扱いの承認)

第三条 法第十条第一項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、申請書(様式第一)に仮貯蔵又は仮取扱いの場所の位置、構造及び設備に関する図面を添えて局長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数は、正本一部及び副本一部とする。

3 局長は、第一項に規定する承認を与えるときは、その旨を記載した申請書の副本を申請者に交付するものとする。承認を与えないときも、同様とする。

(昭五三、九・全改、平六、三・改正)

(訓練の通報)

第四条 規則第三条第十一項(規則第五十一条の八第四項において準用する場合を含む。)の規定による消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、消防訓練実施計画書により、署長に通報しなければならない。

(昭五三、九・昭五九・四・平一二、二・平一六、六・平二三、八・改正)

第五条 削除

(平二六、三)

(火を使用する設備の安全距離)

第六条 条例第三条第一項第一号(条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条、第十条の二第二項、第十条の三第一項から第四項まで及び第十四条第四項)において準用する場合を含む。)に規定する局長が定める火災予防上安全な距離は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合(不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(有効に遮熱できるものに限る。)である場合をいう。次項及び次条において同じ。)を除き、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 別表第一の炉の項に掲げる距離(条例第三条の四第二項、第八条第二項、第十条の三第一項から第四項まで及び第十四条第四項を除く。)
 - 二 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成十四年消防庁告示第一号)により得られる距離
- 2 条例第三条の三第一項第三号に規定する局長が定める火災予防上安全な距離は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値(入力七十キロワット以上のものに附属する風道にあっては、算定した数値が十五以下の場合は、十五とする。)以上の距離とする。ただし、厚さ二センチメートル以上(入力七十キロワット以上のものに附属する風道にあっては、十センチメートル以上)の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離(単位センチメートル)
上方	L×○・七〇
側方	L×○・五五
下方	L×○・四五

この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、その他の場合は長辺の長さとする。

(平一四、一二・全改、平一七、九・令三、三・改正)

(火を使用する器具の安全距離)

第七条 条例第二十条第一項第一号(条例第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する局長が定める火災予防上安全な距離は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 別表第一の上欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる距離
- 二 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離
(平一四、一二・全改)

(防火対象物点検票)

第八条 法第八条の二の二第一項の規定による報告は、規則第四条の二の四第三項に規定する報告書に、防火対象物点検票(様式第二)を添付して行わなければならない。

2 前項の防火対象物点検票による点検方法等については、局長が別に定める。
(平一五、三・全改、平二三、八・改正)

(防火管理講習等)

第九条 局長が実施する次に掲げる講習を受講しようとする者は、別に定める方法により局長に申し込まなければならない。

- 一 令第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習及び同項第二号イに規定する乙種防火管理講習
- 二 令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習及び平成二十年消防庁告示第十四号第一第一号に規定する追加講習
- 三 令第四十七条第一項第一号に規定する防災管理対象物の防災管理に関する講習
(平二三、八・全改)

第十条 削除

(平四、六)

(防火管理講習等の修了証の再交付)

第十一条 第九条第一号から第三号までに掲げる講習の修了証を、亡失、滅失、汚損又は破損させたことにより再交付を受けようとする者は、別に定める方法により局長に申請しなければならない。

(平四、六・全改、平二三、八・改正)

(消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物)

第十二条 令第三十五条第一項第三号の規定により局長が指定する防火対象物は、令別表第一(五)項口、(七)項、(八)項、(九)項口、(十)項から(十五)項まで、(十六)項口、(十七)項及び(十八)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が三百平方メートル以上のものとする。

(昭五〇、三・全改、昭五三、九・平二三、八・改正)

(消防設備士免状の交付を受けている者等に点検させなければならない防火対象物)

第十二条の二 令第三十六条第二項第二号の規定により局長が指定する防火対象物は、令別表第一(五)項口、(七)項、(八)項、(九)項口、(十)項から(十五)項まで、(十六)項口、(十七)項及び(十八)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が千平方メートル以上のものとする。

(昭五〇、三・全改、昭五三、九・平一二、二・平一二、一二・平一四、一二・改正)

(総合操作盤の設置を要する防火対象物の指定)

第十二条の三 規則第十二条第一項第八号ハ(規則第十四条第一項第十二号、第十六条第三項第六号、第十八条第四項第十五号、第十九条第五項第二十三号、第二十条第四項第十七号、第二十一条第四項第十九号、第二十二条第十一号、第二十四条第九号、第二十四条の二の三第一項第十号、第二十五条の二第二項第六号、第二十八条の三第四項第十二号、第三十条第十号、第三十条の三第五号、第三十一条第九号、第三十一条の二第十号及び第三十一条の二の二第九号において準用する場合を含む。)の規定により局長が指定する防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

- 一 令別表第一(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項、(九)項イ及び(十六)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - イ 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方メートル以上の防火対象物
 - ロ 地階を除く階数が五以上で、かつ、延べ面積が二万平方メートル以上の防火対象物
 - 二 令別表第一(五)項口、(七)項、(八)項、(九)項口、(十)項から(十五)項まで及び(十六)項口に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方メートル以上のものであって、次のいずれかの設備が設置されているもの
 - イ 令第十二条第一項に基づくスプリンクラー設備
 - ロ 令第十三条第一項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式を除く。)、ハロゲン化物消火設備(移動式を除く。)又は粉末消火設備(移動式を除く。)
 - 三 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物で、次のいずれかの設備が設置されているもの
 - イ 令第十二条第一項に基づくスプリンクラー設備
 - ロ 令第十三条第一項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備(移動式を除く。)、不活性ガス消火設備(移動式を除く。)、ハロゲン化物消火設備(移動式を除く。)又は粉末消火設備(移動式を除く。)
- (平一七、四・追加)

(誘導灯の非常電源の容量を六十分間とする防火対象物)

第十二条の四 誘導灯及び誘導標識の基準(平成十一年消防庁告示第二号)第四第三号の規定により局長が指定する防火対象物は、次に定めるとおりとする。

- 一 地下三層以上の層に乗降場を有するもの
- 二 地下の乗降場に複数の路線が乗り入れるもの
(平二三、八・追加)

(無線通信補助設備の周波数帯の指定)

第十二条の五 規則第三十一条の二の二第一号の規定により局長が指定する周波数帯は、二百六十メガヘルツ帯及び四百メガヘルツ帯とする。

(平二六、三・追加)

(標識)

第十三条 規則に規定する消防用設備等の標識及び表示の様式の基準は、別表第二のとおりとする。

(昭五三、九・平一六、六・改正)

(喫煙等の禁止場所)

第十四条 条例第二十五条第一項に規定する局長が指定する場所は、令別表第一に掲げる防火対象物のうち、次の各号に掲げる防火対象物又はその部分とする。

- 一 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んではならない場所
 - イ 劇場、映画館又は演芸場の舞台及び客席
 - ロ 觀覧場の舞台及び客席(喫煙にあっては、屋外の客席及びすべての床が不燃材料で造られた客席を除く。)
 - ハ 公会堂又は集会場の舞台及び客席(喫煙にあっては、喫煙設備のある客席を除く。)
 - ニ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
 - ホ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場のうち、当該用途に供される部分の床面積の合計が千平方メートル以上のものの売場、展示部分及び通常顧客が出入りする部分(壁及び戸で区画された食堂の部分を除く。)
 - ヘ 映画スタジオ又はテレビスタジオの撮影用セットを設ける部分
 - ト 地階に存する自動車車庫及び駐車場(自動車の燃料タンク内の燃料については除く。)
 - チ 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定により重要文化財又は史跡として指定された建造物の内部又は周囲
 - リ 文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号)又は仙台市文化財保護条例(昭和三十七年仙台市条例第二十七号)の規定により指定有形文化財又は史跡として指定された建造物の内部又は周囲
- 二 危険物品を持ち込んではならない場所
 - イ 劇場、映画館、演芸場、觀覧場、公会堂又は集会場(前号イ、ロ及びハに掲げる場所を除く。)の公衆の出入する部分
 - ロ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で公衆の出入する部分
 - ハ 車両の停車場又は船舶の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)

2 条例第二十五条第三項第一号に規定する局長が火災予防上必要と認める措置は、次のとおりとする。

- 一 防火対象物の入口等の見やすい箇所に、当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の標識を設置すること
- 二 館内巡視を定期的に行うこと
- 三 当該防火対象物が全面的に禁煙である旨の館内放送を定期的に行うこと
- 四 その他防火対象物の使用形態等に応じ、火災予防上必要と認める措置を行うこと

3 条例第二十五条第四項に規定する局長が火災予防上必要と認める措置は、前項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- 一 喫煙所を設けない階の見やすい箇所に、当該階が全面的に禁煙である旨の標識を設置すること
- 二 当該階が全面的に禁煙である旨及び他階の喫煙場所の案内等の館内放送を定期的に行うこと
- 三 その他防火対象物の使用形態等に応じ、火災予防上必要と認める措置を行うこと

(昭五三、九・昭五九、四・平四、六・平一六、六・改正)

(喫煙等の承認申請)

第十五条 条例第二十五条第一項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、承認申請書に関係図面を添付して、署長に正本及び副本により申請しなければならない。

(昭五〇、三・平四、六、平二三、八・改正)

(火気使用設備等の点検整備に関する必要な知識及び技能を有する者の指定)

第十六条 条例第三条第二項第三号(条例第三条の二第二項、第三条の三第二項、第三条の四第二項、第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第八条第二項、第九条第二項、第十条及び第十条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する局長が指定する者は、次の各号に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- 一 液体燃料を使用する設備にあっては、次に掲げる者

イ 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者(以下「石油機器技術管理士」という。)

ロ ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和四十七年労働省令第三十三号)に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者(条例第四条第二項、第九条第二項及び第十条において条例第三条第二項第三号を準用する場合に限る。)

二 電気を熱源とする設備にあっては、次に掲げる者

イ 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)に基づく電気主任技術者の資格を有する者(以下「電気主任技術者」という。)

ロ 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)に基づく電気工事士の資格を有する者(以下「電気工事士」という。)

2 条例第十三条第一項第九号(条例第十三条第三項、第十三条の二第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条第二項及び第四項、第十六条第二項、第十七条第二項並びに第十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する局長が指定する者は、次の各号に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

一 電気主任技術者

二 電気工事士

三 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が行う自家用発電設備専門技術者試験に合格した者(自家用発電設備専門技術者)(条例第十四条第二項及び第三項において条例第十三条第一項第九号を準用する場合に限る。)

四 一般社団法人電池工業会が行う蓄電池設備整備資格者講習を修了した者(蓄電池設備整備資格者)(条例第十五条第二項及び第四項において条例第十三条第一項第九号を準用する場合に限る。)

五 公益社団法人全日本ネオン協会が行うネオン工事技術者試験に合格した者(ネオン工事技術者)(条例第十六条第二項において条例第十三条第一項第九号を準用する場合に限る。)

3 条例第二十条第一項第十三号に規定する局長が指定する者は、石油機器技術管理士又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(平四、六・追加、平四、九・平一三、二・平一四、一二・改正、平二三、八・旧第十七条繰上、平二四、一〇・平二八、三・改正)

(建築物等の避雷設備(避雷針)の指定)

第十七条 条例第十八条に規定する局長が指定する避雷設備の位置及び構造は、JIS A四二〇一とする。

(平四、六・追加、平一四、一二・改正、平二三、八・旧第十八条繰上)

(大規模な屋外催しの要件)

第十八条 条例第五十四条の二第一項に規定する局長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 管内で開催されること

二 一日当たりおおむね十万人以上の人出が予測されること

三 催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数がおおむね百店舗以上であること

(平二六、六・追加)

附 則

この告示は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則(昭五〇、三・改正)

この告示は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(昭五三、九・改正)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭五九、四・改正)

この規程は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則(平四、六・改正)

この告示は、平成四年七月一日から施行する。

附 則(平四、九・改正)

(施行期日)

1 この告示は、平成四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 財団法人日本石油燃焼機器保守協会が行う石油燃焼機器技術講習を修了した者は、この規程の施行の日から平成九年九月三十日までの間に限り、改正後の規程第十七条第一項第一号イ及び同条第三項に規定する石油機器技術管理士の資格を有するものとみなす。

附 則(平六、三・改正)

この告示は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平一一、五・改正)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平一二、二・改正)

この告示は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平一二、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の二の見出しの改正規定は、平成十三年一月六日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に設置されている標識及び表示のうち改正後の別表の規定に適合しないこととなるものについては、別表の規定は適用しない。

附 則(平一三、二・改正)

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平一四、一二・改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第八条の改正規定及び別表を別表第二とし、附則の次に一表を加える改正規定は平成十五年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に設置されている火を使用する設備、器具又は現に設置の工事中である火を使用する設備、器具のうち、改正後の第六条及び第七条の規定に適合しないものに係る位置の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平一五、三・改正)

この規程は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則(平一六、六・改正)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平一七、四・改正)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平一七、九・改正)

この告示は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則(平二三、八・改正)

- この告示は、平成二十三年九月一日から施行する。ただし、第十二条の四の規定は、平成二十四年九月一日から施行する。

附 則(平二四、一〇・改正)

この告示は、平成二十四年十二月一日から施行する。

附 則(平二六、三・改正)

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平二六、六・改正)

この告示は、平成二十六年六月二十六日から施行する。

附 則(平二八、三・改正)

- この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令三、三・改正)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一(第六条、第七条関係)

(平二八、三・追加)

種類	入力	離隔距離(センチメートル)					
		上方	側方	前方	後方	備考	
炉	開放炉	使用温度が八百度以上のもの	一 —	二五 ○	二〇 ○	三〇 ○	二〇 ○
		使用温度が三百度以上八百度未満のもの	一 —	一五 ○	一五 ○	二〇 ○	一五 ○
		使用温度が三百度未満のもの	一 —	一〇 ○	一〇 ○	一〇 ○	一〇 ○
	開放炉以外	使用温度が八百度以上のもの	一 —	二五 ○	二〇 ○	三〇 ○	二〇 ○
		使用温度が三百度以上八百度未満のもの	一 —	一五 ○	一〇 ○	二〇 ○	一〇 ○
		使用温度が三百度未満のもの	一 —	一〇 ○	五〇	一〇 ○	五〇

注：浴槽との離隔距離は○セントメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は二センチメートルとする。

ふろがま	不燃以外	半密閉式	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し 口のないもの	二十一キロワット 以下(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては四十 二キロワット以下)	一	一五 注	一五	一五
				内がま	二十一キロワット 以下(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては四十 二キロワット以下)	一	一	六〇	一
				外がまでバーナー取り出し 口のないもの	二十一キロワット 以下(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては当該 バーナーが七十キ ロワット以下であ つて、かつ、ふろ 用バーナーが二十 一キロワット以下)	一	一五	一五	一五
				外がまでバーナー取り出し 口のあるもの	二十一キロワット 以下(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては当該 バーナーが七十キ ロワット以下であ つて、かつ、ふろ 用バーナーが二十 一キロワット以下)	一	一五	六〇	一五
			浴室 外設置	内がま	二十一キロワット 以下(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては当該 バーナーが七十キ ロワット以下であ つて、かつ、ふろ 用バーナーが二十 一キロワット以下)	一	一五	六〇	一
				密閉式	二十一キロワット 以下(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては当該 バーナーが七十キ ロワット以下であ つて、かつ、ふろ 用バーナーが二十 一キロワット以下)	一	二 注	二	二
				屋外用	二十一キロワット 以下(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては当該 バーナーが七十キ ロワット以下であ つて、かつ、ふろ 用バーナーが二十 一キロワット以下)	六〇	一五	一五	一五
				外がまでバーナー取り出し 口のないもの	二十一キロワット 以下(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては四十 二キロワット以下)	一	四・ 五 注	一	四・ 五
			浴室 内設置	内がま	二十一キロワット 以下(ふろ用以外の バーナーをもつも のにあつては四十 二キロワット以下)	一	一	一	一

トルと
する。

		密閉式	強制給排気型	二十六キロワット以下	六〇	一〇	一〇	一〇
不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	七十キロワット以下	八〇	五	一	五
			温風を全周方向に吹き出すもの	二十六キロワット以下	八〇	一五〇	一	一五〇
			強制排気型	二十六キロワット以下	五〇	五	一	五
	密閉式	強制給排気型	二十六キロワット以下	五〇	五	一	五	
右記に分類されないもの				一	一〇〇	六〇	六〇注二	六〇
气体燃料 ちゅう 房 設備	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	十四キロワット以下	一〇〇	一五注	一五	一五注
			据置型レンジ	二十一キロワット以下	一〇〇	一五注	一五	一五注
			組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キヤビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	十四キロワット以下	八〇	〇	一	〇
			据置型レンジ	二十一キロワット以下	八〇	〇	一	〇
			右記に分類されないもの	使用温度が八百度以上のもの	一	二五〇	二〇〇	三〇〇
			使用温度が三百度以上八百度未満のもの	一	一五〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇
			使用温度が三百度未満のもの	一	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇
	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	七キロワット以下	四〇	四・五	四・五	四・五
			フードを付ける場合	七キロワット以下	一五	四・五	四・五	四・五
			半密閉式	十二キロワットを超える四十二キロワット以下	一	一五	一五	一五
				十二キロワット以下	一	四・五	四・五	四・五
			密閉式	四十二キロワット以下	四・五	四・五	四・五	四・五
ボイラー 气体燃料		屋外用	フードを付けない場合	四十二キロワット以下	六〇	一五	一五	一五
			フードを付ける場合	四十二キロワット以下	一五	一五	一五	一五

不燃	開放式		フードを付 けない場合	七キロワット以下	三〇	四・ 五	一	四・ 五		
	半密閉式		フードを付 ける場合	七キロワット以下	一〇	四・ 五	一	四・ 五		
	密閉式			四十二キロワット 以下	一	四・ 五	一	四・ 五		
	屋外用		フードを付 けない場合	四十二キロワット 以下	三〇	四・ 五	一	四・ 五		
液体 燃料	不燃以外			十二キロワットを 超え七十キロワッ ト以下	六〇	一五	一五	一五		
				十二キロワット以 下	四〇	四・ 五	一五	四・ 五		
	不燃			十二キロワットを 超え七十キロワッ ト以下	五〇	五	一	五		
				十二キロワット以 下	二〇	一・ 五	一	一・ 五		
右記に分類されないもの				二十三キロワット を超える	一二〇	四五	一五〇	四五		
				二十三キロワット 以下	一二〇	三〇	一〇〇	三〇		
ストーブ 气体 燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	七キロワット以下	三〇	六〇	一〇〇		
	半密閉式 ・ 密閉式		バーナーが 隠ぺい	自然対流型	十九キロワット以 下	六〇	四・ 五	四・ 五注		
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	七キロワット以下	一五	一五	八〇		
液体 燃料	不燃以外	半密閉式	自然 対 流 型	機器の全周から 熱を放散するも の	三十九キロワット 以下	一五〇	一〇〇	一〇〇		
	不燃	半密閉式	自然 対 流 型	機器の上方又は 前方に熱を放散 するもの	三十九キロワット 以下	一五〇	一五	一五		
右記に分類されないもの				機器の全周から 熱を放散するも の	三十九キロワット 以下	一二〇	一〇〇	一〇〇		
				機器の上方又は 前方に熱を放散 するもの	三十九キロワット 以下	一二〇	五	一		
乾燥	气体	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	五・八キロワット 以下	一五	四・ 五	四・ 五		

注：熱対
流方向
が一方
向に集
中する
場合に
あつて
は六十
センチ
メートルとす
る。

設備	燃料	不燃	開放式	衣類乾燥機	五・八キロワット以下	一五	四・五	一	四・五	
		右記に分類されないもの		内部容積が一立方メートル以上のもの	一〇〇	五〇	一〇〇	五〇		
				内部容積が一立方メートル未満のもの	一	五〇	三〇	五〇	三〇	
簡易湯沸設備	液体燃料	不燃以外 開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	七キロワット以下	四〇	四・五	四・五	四・五	
				フードを付ける場合	七キロワット以下	一五	四・五	四・五	四・五	
			瞬間型	フードを付けない場合	十二キロワット以下	四〇	四・五	四・五	四・五	
				フードを付ける場合	十二キロワット以下	一五	四・五	四・五	四・五	
			半密閉式		十二キロワット以下	一	四・五	四・五	四・五	
			密閉式	常圧貯蔵型		十二キロワット以下	四・五	四・五	四・五	
				瞬間型	調理台型	十二キロワット以下	一〇	一	〇	
					壁掛け型・据置型	十二キロワット以下	四・五	四・五	四・五	
			屋外用	フードを付けない場合	十二キロワット以下	六〇	一五	一五	一五	
					十二キロワット以下	一五	一五	一五	一五	
	不燃	不燃 開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	七キロワット以下	三〇	四・五	一	四・五	
				フードを付ける場合	七キロワット以下	一〇	四・五	一	四・五	
			瞬間型	フードを付けない場合	十二キロワット以下	三〇	四・五	一	四・五	
				フードを付ける場合	十二キロワット以下	一〇	四・五	一	四・五	
			半密閉式		十二キロワット以下	一	四・五	一	四・五	
			密閉式	常圧貯蔵型		十二キロワット以下	四・五	四・五	一	四・五
				瞬間型	調理台型	十二キロワット以下	一〇	一	〇	
					壁掛け型・据置型	十二キロワット以下	四・五	四・五	一	四・五
			屋外用	フードを付けない場合	十二キロワット以下	三〇	四・五	一	四・五	
					十二キロワット以下	一〇	四・五	一	四・五	
	液体燃料	不燃以外 不燃			十二キロワット以下	四〇	四・五	一五	四・五	
					十二キロワット以下	二〇	一・五	一	一・五	
給湯湯沸設備	液体燃料	不燃以外 半密閉式	常圧貯蔵型			十二キロワットを超える四十キロワット以下	一	一五	一五	一五
				瞬間型		十二キロワットを超える七十キロワット以下	一	一五	一五	一五

密閉式	常圧貯蔵型		十二キロワットを超える四十二キロワット以下	四・五	四・五	四・五	四・五		
	瞬間型	調理台型	十二キロワットを超える七十キロワット以下	一〇	〇	一	〇		
		壁掛け型・据置型	十二キロワットを超える七十キロワット以下	四・五	四・五	四・五	四・五		
屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	十二キロワットを超える四十二キロワット以下	六〇	一五	一五	一五		
		フードを付ける場合	十二キロワットを超える四十二キロワット以下	一五	一五	一五	一五		
	瞬間型	フードを付けない場合	十二キロワットを超える七十キロワット以下	六〇	一五	一五	一五		
		フードを付ける場合	十二キロワットを超える七十キロワット以下	一五	一五	一五	一五		
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		十二キロワットを超える四十二キロワット以下	一	四・五	一	四・五	
		瞬間型		十二キロワットを超える七十キロワット以下	一	四・五	一	四・五	
	密閉式	常圧貯蔵型		十二キロワットを超える四十二キロワット以下	四・五	四・五	一	四・五	
		瞬間型	調理台型	十二キロワットを超える七十キロワット以下	一〇	〇	一	〇	
			壁掛け型・据置型	十二キロワットを超える七十キロワット以下	四・五	四・五	一	四・五	
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	十二キロワットを超える四十二キロワット以下	三〇	四・五	一	四・五	
			フードを付ける場合	十二キロワットを超える四十二キロワット以下	一〇	四・五	一	四・五	
		瞬間型	フードを付けない場合	十二キロワットを超える七十キロワット以下	三〇	四・五	一	四・五	
			フードを付ける場合	十二キロワットを超える七十キロワット以下	一〇	四・五	一	四・五	
液体燃料	不燃以外			十二キロワットを超える七十キロワット以下	六〇	一五	一五	一五	
	不燃			十二キロワットを超える七十キロワット以下	五〇	五	一	五	
	右記に分類されないもの			一	六〇	一五	六〇	一五	
移動式ストーブ	気体燃料	開放式	バーナーが露出	前方放射型	七キロワット以下	一〇〇	三〇〇	一〇〇	四・五
				全周放射型	七キロワット以下	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
			バーナーが隠れい	自然対流型	七キロワット以下	一〇〇	四・五	四・五	四・五

注一：熱方一にす合つて六場あつて中向が流対に向方集るにて

十センチメートルとする。
注二：方向性を有するものにては百センチメートルとする。

			強制対流型	七キロワット以下	四・五	四・五	六〇	四・五		
不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	七キロワット以下	八〇	一五	八〇	四・五		
			全周放射型	七キロワット以下	八〇	八〇	八〇	八〇		
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	七キロワット以下	八〇	四・五	四・五 注一	四・五		
			強制対流型	七キロワット以下	四・五	四・五	六〇	四・五		
液体燃料	不燃以外	開放式	放射型	七キロワット以下	一〇〇	五〇	一〇〇	二〇		
			自然対流型	七キロワットを超えて十二キロワット以下	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇		
				七キロワット以下	一〇〇	五〇	五〇	五〇		
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	十二キロワット以下	一〇〇	一五	一〇〇	一五		
			温風を全周方向に吹き出すもの	七キロワットを超えて十二キロワット以下	一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇		
				七キロワット以下	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇		
		開放式	放射型	七キロワット以下	八〇	三〇	一	五		
			自然対流型	七キロワットを超えて十二キロワット以下	一二〇	一〇〇	一	一〇〇		
				七キロワット以下	八〇	三〇	一	三〇		
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	十二キロワット以下	八〇	五	一	五	
				温風を全周方向に吹き出すもの	七キロワットを超えて十二キロワット以下	八〇	一五〇	一	一五〇	
					七キロワット以下	八〇	一〇〇	一	一〇〇	
固体燃料				一	一〇〇	五〇 注二	五〇 注二	五〇 注二		
調理用器具	气体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(一口)	五・八キロワット以下	一〇〇	一五	一五	一五
					卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	十四キロワット以下	一〇〇	一五 注	一五	一五 注
		バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	七キロワット以下	一〇〇	一五	一五	一五	
				卓上型オーブン・グリル(フードを付けない場合)	七キロワット以下	五〇	四・五	四・五	四・五	
			加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル(フードを付ける場合)	七キロワット以下	一五	四・五	四・五	四・五	
				炊飯器(炊飯容量四リットル以下)	四・七キロワット以下	三〇	一〇	一〇	一〇	

注：機器本体上方の側方又は後隔離を示す。

				圧力調理器(内 容積一〇リット ル以下)	一	三〇	一〇	一〇	一〇
不燃 開放式	バーナーが露 出	卓上型こんろ (一口)	五・八キロワット 以下	八〇	〇	一	〇	一	〇
	バーナーが隠 ぺい 加熱部が開放	卓上型こんろ (二口以上)・グ リル付こんろ・ グリドル付こん ろ	十四キロワット以 下	八〇	〇	一	〇	一	〇
		卓上型グリル	七キロワット以下	八〇	〇	一	〇	一	〇
		卓上型オーブ ン・グリル(フ ードを付けない 場合)	七キロワット以下	三〇	四・ 五	一	四・ 五	一	四・ 五
		卓上型オーブ ン・グリル(フ ードを付ける場 合)	七キロワット以下	一〇	四・ 五	一	四・ 五	一	四・ 五
		炊飯器(炊飯容 量四リットル以 下)	四・七キロワット 以下	一五	四・ 五	一	四・ 五	一	四・ 五
		圧力調理器(内 容積一〇リット ル以下)	一	一五	四・ 五	一	四・ 五	一	四・ 五
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外			六キロワット以下	一〇 〇	一五	一五	一五
		不燃			六キロワット以下	八〇	〇	一	〇
	固体燃料	固体燃料			一	一〇 〇	三〇	三〇	三〇
電気温風機	電気	不燃以外			二キロワット以下	四・ 五 注	四・ 五 注	四・ 五 注	四・ 五 注
		不燃			二キロワット以下	〇 注	〇 注	一 注	〇 注
電気調理用機器	電気	不燃 以外	電気こんろ、電気レンジ、 電磁誘導加熱式調理器(こん ろ形態のものに限る。)	こんろ部 分の全部 又は一部 が電磁誘 導加熱式 調理器で ないもの	四・八キロワット 以下(一口あたり二 キロワットを超 え三キロワット以下)	一〇 〇	二	二	二
						一	二〇 注一	一	二〇 注一
						一	一〇 注二	一	一〇 注二
					四・八キロワット 以下(一口あたり一 キロワットを超 え二キロワット以下)	一〇 〇	二	二	二
						一	一五 注一	一	一五 注一
						一	一〇 注二	一	一〇 注二
					四・八キロワット 以下(一口あたり一 キロワット以下)	一〇 〇	二	二	二
						一	一〇 注一 注二	一	一〇 注一 注二
						一〇 〇	二	二	二
					こんろ部 分の全部 が電磁誘	五・八キロワット 以下(一口あたり			
						一〇 〇	二	二	二

注: 温風の吹き方
の方向には
六十センチトル
ーとする。

注一: 機器本体
上方の側方又は
後方の離隔
(こんろ部分が
電磁誘導加熱式
調理器でない
場合)における
熱外周から
の距離を示す。
注二: 機器本体
上方の側方又

			導加熱式調理器のもの	三・三キロワット以下)	一〇注二	一〇注二	一〇注二	は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
電気天火	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	四・八キロワット以下(一口あたり三キロワット以下)	八〇 一〇注一 一〇注二	〇 一〇注二	一〇注二	〇 〇注一 〇注二
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	五・八キロワット以下(一口あたり三・三キロワット以下)	八〇 一〇注二	〇 一〇注二	一〇注二	〇 〇注一 〇注二
電子レンジ	電気	不燃以外		二キロワット以下	一〇	四・五注	四・五注	四・五注
		不燃		二キロワット以下	一〇	四・五注	一	四・五注
電気ストーブ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	二キロワット以下	一〇	四・五注	四・五注	四・五注
		不燃	電熱装置を有するもの	二キロワット以下	一〇	四・五注	一	四・五注
	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	二キロワット以下	一〇 〇	三〇	一〇 〇	四・五
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	二キロワット以下	一〇 〇	一〇 〇	一〇 〇	一〇 〇
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	二キロワット以下	一〇 〇	四・五	四・五	四・五
	電気	不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	二キロワット以下	八〇	一五	一	四・五
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	二キロワット以下	八〇	八〇	一	八〇
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	二キロワット以下	八〇	〇	一	〇
電気乾燥機	電気	不燃以外	食器乾燥機	一キロワット以下	四・五	四・五	四・五	四・五
		不燃	食器乾燥機	一キロワット以下	〇	〇	一	〇
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	三キロワット以下	四・五	四・五	四・五	四・五

注一：前面に排気口を有する機器にあっては〇セシメートルとする。

	不燃	衣類乾燥機、食器 乾燥機、食器洗い 乾燥機	三キロワット以下	四・ 五 注一	○ 注二	一 注二	○ 注二	注二：排 気口面 にあつ ては 四・五 センチ メートルとす る。
電 気 温 水 器	不燃以外	温度過昇防止装置 を有するもの	十キロワット以下	四・ 五	○	○	○	
	不燃	温度過昇防止装置 を有するもの	十キロワット以下	○	○	—	○	

備考

- 一 「气体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、气体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 二 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 三 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第二(第十三条関係)

(平一二、一二・全改、平一四、一二・旧別表・改正、平二八、三・改正)

区分	寸法(センチメートル以上)		色	
	短辺	長辺	地	文字
規則第九条第四号に規定する標識	八	二十四	赤	白
規則第十二条第一項第三号イに規定する表示	一字二十平方センチメートル 以上			
規則第十二条第一項第四号イ(ハ)(規則において、同号イ(ハ)の規定の例による場合を含む。)に規定する表示			白	赤
規則第十三条の六第四項第三号イに規定する表示	一字二十平方センチメートル 以上			
規則第十四条第一項第三号ハ(規則において、同号ハの規定の例による場合を含む。)に規定する標識	十	三十	赤	白
規則第十四条第一項第五号の二ハに規定する標識	十	三十	赤	白
規則第十四条第一項第六号ホに規定する標識	十	三十	赤	白
規則第十六条第三項第三号ホ(ロ)に規定する標識	十	三十	赤	白
規則第十八条第四項第四号イに規定する表示	十	三十	赤	白
規則第十八条第四項第十号ロ(ホ)に規定する標識	十	三十	赤	白
規則第十九条第五項第十五号ニに規定する表示	十	三十	赤	白
規則第十九条第五項第十九号イ(ハ)に規定する表示	八	二十八	白	白 点灯時赤
規則第十九条第五項第十九の二号ロに規定する表示	八	二十八	白	白 点灯時赤
規則第十九条第六項第四号に規定する標識	十	三十	赤	白
規則第二十条第四項第十四号イ(ハ)に規定する表示	八	二十八	白	白 点灯時赤
規則第二十二条第四号イに規定する表示	十	三十	赤	白
規則第二十二条第四号ロに規定する標識	十	三十	赤	白
規則第二十四条第三号ロ(規則において、同号ロの規定の例による場合を含む。)に規定する表示			白	赤
規則第二十四条の二の三第一項第六号ロに規定する表示			白	赤
規則第二十五条第三項第四号ロに規定する表示			白	赤
規則第二十五条第四項第二号に規定する標識	八	二十四	赤	白

規則第二十五条の二第二項第五号の非常電源に係る表示			白	赤
規則第三十条第四号イ(ニ)に規定する表示			白	黒
規則第三十条の三第四号ニに規定する標識	十	三十	赤	白
規則第三十一条第四号に規定する送水口の標識	十	三十	赤	白
規則第三十一条第四号に規定する放水口の標識	直径十(消防章)			
規則第三十一条第六号ニに規定する標識	十	三十	赤	白
規則第三十一条の二第八号の非常電源に係る表示			白	赤
規則第三十一条の二第九号イに規定する表示	十	二十五	赤	白
規則第三十一条の二の二第八号ニ(ロ)に規定する表示			白	赤

様式第1

(昭53, 9・追加, 平6, 3・平11, 5・令3, 3・改正)

様式第1

(正)

危険物仮貯蔵承認申請書
仮取扱

年 月 日

(あて先)仙台市消防局長

申請者

住 所
氏 名

危険物所有者	住 所				
	氏 名	電話 番			
仮貯蔵(仮取扱)の場所					
場 所 の 地 域 別	防 火 地 域 別		用 途 地 域 別		
仮貯蔵(仮取扱)に使用する部分の面積	屋 内		屋 外		
	敷地面積	m ²	敷地面積	m ²	
	建築面積	m ²	空地の概要		
仮貯蔵(仮取扱)期間	年 月 日から 年 月 日まで				
危険物の類、品名、数量				指定数量の 倍	
貯蔵および取扱方法					
管 理 状 況					
消 火 設 備					
仮貯蔵(仮取扱)の理由					
その他の必要な事項					
※ 受付欄		※ 経過欄		※ 手数料欄	
		承認年月日			
		承認番号 第 号			

備考 ※印の欄は記入しないこと。

(回)

危険物仮貯蔵承認申請書
仮取扱

年 月 日

(あて先)仙台市消防局長

申請者
住 所
氏 名

危険物所有者	住 所			
	氏 名	電話 番		
仮貯蔵(仮取扱)の場所				
場 所 の 地 域 別	防 火 地 域 別		用 途 地 域 別	
仮貯蔵(仮取扱)に使用する部分の面積	屋 内		屋 外	
	敷 地 面 積	m ²	敷 地 面 積	m ²
	建 築 面 積	m ²	空地の概要	
仮貯蔵(仮取扱)期間	年 月 日から 年 月 日まで			
危険物の類、品名、数量			指定数量の	倍
貯蔵および取扱方法				
管 理 状 況				
消 火 設 備				
仮貯蔵(仮取扱)の理由				
そ の 他 必 要 な 事 項				
※ 第 号 上記のとおり承認する。 年 月 日				
仙台市 消防局長				

備考 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2

(平23、8・全改、令3、3・改正)

様式第2

防 火 対 象 物 点 檢 票

(その1)

点 檢 項 目			点 檢 結 果		状況及び措置内容
火 使 用 す る 設 備 の 位 置 ・ 構 造 及 び 管 理 等	設 備 を 使 用 す る	判 定	不 備	内 容	
		<input type="checkbox"/> 通			
	設 備 の 管 理	<input type="checkbox"/> 否			
		<input type="checkbox"/> 通			
		<input type="checkbox"/> 否			
	器 用 火 具 す る 使 用 する	器 具 の 取 扱 い	<input type="checkbox"/> 通		
			<input type="checkbox"/> 否		
	火 の 使 用 に 関 す る 制 限	喫煙等の制限	<input type="checkbox"/> 通		
			<input type="checkbox"/> 否		
	化 学 実 験 室 等 に お け る 危 険 物 等 の 取 扱 い	<input type="checkbox"/> 通			
		<input type="checkbox"/> 否			
	が ん 具 用 煙 火 の 制 限	<input type="checkbox"/> 通			
		<input type="checkbox"/> 否			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格Mとすること。
 2 判定の欄は、適正な場合は「通」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にはその内容を記入すること。
 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検措置した内容を記入すること。
 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その2)

点 檢 項 目	点 檢 結 果			状況及び措置内容
	判 定	不 備	内 容	

指 定 数 量	貯 蔵 又 は 取 扱 い	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い	火 気 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い	漏 れ、 あふれ 又は 飛散の 防 止	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い	容 器	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
少 量 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い	標 識 ・ 掲 示 板	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
少 量 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い	位 置 ・ 構 造 ・ 設 備	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
少 量 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い	機 器 及 び 計 器 類 に 関 す る 監 視	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
少 量 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い	タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
少 量 危 険 物 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い	配 管	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にはその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その3)

点 檢 項 目		点 檢 結 果		状況及び措置内容
指 定 可燃 物 等 の 貯 �藏 又は 取 扱 い 等	可燃性	判 定	不 備 内 容	
液 体	火 气 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	標 識 ・ 揭 示 板	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	位 置 ・構 造 ・設 备	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	漏れ、あふれ又は飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	容 器	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
綿 花	機 器 及 び 計 器 類 に 関 す る 監 視	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	配 管	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	火 气 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	標 識 ・ 揭 示 板	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
集 積 単 位	位 置 ・構 造 ・設 备	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	計 器 類 に 関 す る 監 視(廃棄物固形化燃料を貯蔵し、又は取り扱う場合)	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にはその内容を記入すること。

3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検措置した内容を記入すること。

4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

(その4)

点検項目	点検結果			状況及び措置内容
	判定	不備	内 容	
消防用設備等	□ 適			
	□ 否			
屋内消火栓設備	□ 適			
	□ 否			
自動火災報知設備	□ 適			
	□ 否			
避難器具	□ 適			
	□ 否			
消防用水	□ 適			
	□ 否			

点検項目	適用される消防用設備等	点検結果			状況及び措置内容
		判定	不備	内 容	
消防用設備等	条例第46条の適用	□適			
		□否			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にはその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。